

令和8年度県立学校新入生用端末販売業務
質問に対する回答

Q 1. E C サイト販売について

E C サイト販売が主ではございますが、弊社は実店舗を構えている為、チラシを持ってご来店された保護者・生徒には実店舗にて販売をしてもかまわないでしょうか。

A. 原則としてE C サイトの販売としてください。

Q 2. E C サイト販売について

E C サイト上での販売について、仕様を満たしている機種以外に、オプションとしてケース等の関連商品を選択式で販売しても差し支えないでしょうか。

A. 端末（保証込み）のみとしてください。

Q 3. 支払方法について

「・クレジットカードによらない分割払い（3 回以上）が可能であること。（分割手数料は購入者負担）」とありますが、クレジットカードによらない分割払いの場合、弊社では実店舗でのショッピングクレジット（提携信販会社による）で対応させて対応させていただきたいとおもいます。

販売に際しては、要審査となりますが、E C サイト・作成チラシ上に告知した上で、弊社指定の営業所へ案内して対応しても差し支えないでしょうか。（その際、分割手数料は購入者負担となります。）

A. ご質問にあるとおりの対応をしても差し支えありません。ただし、購入者が誤解をしないようにE C サイト等で十分な案内・説明をしてください。

Q 4. チラシ作成について

「・チラシはA 4 両面カラー刷り、コート紙（73～90kg 程度）又は上質紙（55～70 kg 程度）とする（ページ数の増加等相談に応じる）。A 3 二つ折り両面カラー刷りでも可。

・チラシには注文から納品までの流れを記載すること」とありますが、A3 二つ折り両面カラー刷りの中に A4 を封入して 6～8 ページで作成しても差し支えないでしょうか。保障などの説明をわかりやすく案内したいためです。

A. サイト周知のための案内チラシは仕様書のとおりとしてください。他の内容について参考として別紙をご用意いただくことは差し支えありませんが、購入検討者の負担とならない情報量としてください。

Q 5. その他について

「教育委員会が主催する学校向け説明会での説明支援に対応すること。説明会の内容については事前に打ち合わせること。」とありますが、詳細は打合させていただく前提として、内容としては EC サイトの使用方法や修理受付方法等の購入者向けサポート全般案内を想定すればよろしいでしょうか。

A. 原則としてご認識のとおりです。

Q 6. 設定作業などについて

「MAC アドレス一覧について学校にデータで送付すること。希望のあった学校へは端末のシリアルナンバー、MAC アドレス、保証番号、生徒氏名、受検番号を紐づけし、一覧をデータで提出すること。」とありますが、弊社が落札させていただいた場合、EC サイト登録時における購入者情報入力間違いの確認・是正のため、合格者の受検番号と氏名の情報共有を事前にしていただけないでしょうか。

A. EC サイトを利用して購入するか否かは購入者の自由意思に基づくため提供できません。

Q 7. 保証 について

「1 回あたりの保証上限金額設定は無し」とありますが、「上限●万の保証をご提供 + 上限をオーバーした分は受注者にて負担する」という形でのご提供でも問題ないでしょうか。

A. 保証上限金額設定無しとして提供してください。

Q 8. EC サイトについて

受検番号の入力欄は必須項目（未入力の場合は購入できない）という認識でよろしいでしょうか。

A. ご認識のとおりです。

Q 9. 協定書案 第 20 条について

「2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。」とありますが、最後に「なお、立入調査に際しては、日時、場所、対象等について甲乙間で事前の協議を行うものとする。」と追記いただくことは可能でしょうか。ほかのお客様の情報も取り扱っているためとなります。

A. 可能です。

Q10. 納品について

個人への配送は宅配便を使用しても問題無いでしょうか。

A. 差し支えありません。

Q11. 納品について

PC 外箱に直接、配送伝票を貼り付けても問題無いでしょうか。

A. 差し支えありません。